投資の自由化、 促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定

日本国及びコロンビア共和国(以下「両締約国」という。)は、

両 締 約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

締約国の投資家による他方の締約国の区域内における投資を拡大するための安定した、 衡平な、 良好なか

つ透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

両 締 約国において投資家の発意を促し、 並びに繁栄及び双方にとって好ましい事業活動を促進する上で投

資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

般に適用される健康上、 安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的及び持続可能な

開発の促進を達成することが可能であることを認識し、

両 締 約国間 の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、

の協定が外国投資に関する国際的な規則の発展についての国際的な協力の強化に寄与することを希望

Ļ

この協定が両締約国間の新たな経済上の連携の起点となることを信じて、

次のとおり協定した。

第一章 定義

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「投資財産」とは、 投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産

あって、投資としての性質を有するものをい ·\ 次のものを含む。

注 釈 1 投資としての性質には、 資本その他の資源の約束、 収益若しくは利得についての期待又は 危険

の負担を含む。

注釈2 締約国 は、 次の金銭債権が投資としての性質を有しないことを認める。

- (i) 物品又はサー) のみから生ずる金銭債権であって、直ちに支払が行われるもの ビスの販売のための輸出入の契約 (反復して取得される注文に基づくものを除
- (ii) ①に規定する契約に関連して与えられる信用から生ずる金銭債権であって、償還期間が十二

で

箇月未満であるもの

注釈3 投資財産には、 司法上又は行政上の措置として下される命令及び決定を含まない。

- (i) 企業及び企業の支店
- ii 株式、出資その他の形態の企業の持分
- (iii) 債券、 社債、 貸付金その他の債務証書 (締約国又は公的企業が発行し、 又は債務を負うものを除

- (iv) 契約 (完成後引渡し、 建設、 経営、 生産又は利益配分に関する契約を含む。) に基づく権利
- (v) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
- (vi) 路 の回路 知的 財産権 記置、 (著作権及び関連する権利、 営業用の名称、 原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含 特許権、 植物育成者権並びに実用新案、 商標、 意匠、 集積回

な。

(vii) 法令又は契約により与えられる権利 (例えば、 特許、 免許、 承認、 許可。 天然資源の探査及び採掘の

ための権利を含む。)

- (viii) 1 他 の全ての資産 及び賃借権、 (有体であるか無体であるかを問わず、 抵当権、 先取特権、 質権その他 の関連する財 また、 動産 産 権 であるか不動 産であるかを問 わな
- (ix)

投資される資産 利益、 利子、 資本利得、 の形態の変更は、 配当、 使用料、 その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではな 手数料その他の投資財産から派生する価値及び権利 \ <u>`</u> この規定

は、 資産がこの回に定める定義に該当する場合にのみ、 適用する。

(b) 締 約 国 の投資家」 とは、 方の締約国若しくはその公的企業又は 一方の締約 国 \mathcal{O} 国 |民若しくは企業で

って、 他 方 (の締: 約 玉 の区域内 において投資を行おうとし、 行っており、 又は既に行ったもの をい う。

あ

注 釈 1 締 約 国 の投資家は、 投資を行うために必要な具体的な手続をとった場合 (投資財 産 0 設立 一を認

 \Diamond る免許若しくは許 可 っ の 申 請を行った場合又は投資を行うために必要な資金を調達 L た場合を含

む。 に限 り、 他 方 の締 約 玉 \mathcal{O} 区域内に において 「投資を行おうとしている」 ものと了解される。

注釈2 この 協定は、 両 締 約 国 \mathcal{O} 玉 籍を有する自然人の投資財産については、 当該自然人が投資を行 0

た時点以降に お į١ て、 当該投資を行った締約国 「の区域外に居住し続けている場合を除くほか 適

用しない。

- (c) (i) 企業が投資家によって 「所有」されるとは、 当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を
- 所有する場合をいう。
- (ii) 企業が投資家によって「支配」されるとは、 当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、 又は当
- 該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。
- (d) 「締約国 の企業」とは、 次の①及び⑪の双方に該当する法人その他の事業体をいう。
- (i) 営利目的であるか否かを問わず、 また、 民間又は政府のいずれが所有し、 又は支配しているかを問 わ

業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。)

ず、

締約

国

の関係法令に基づいて適正に設立され、

又は組織

織されるもの

(社団、

信託、

組合、

個

人企

- (ii) 当該 締 約 国 \mathcal{O} 区 域内にお いて実質的な事業活動を行っているも
- (e) 投資活動」 とは、 投資財产 産 の設立、 取得、 拡張、 運営、 経営、 維持、 使用、 享有及び売却その他 の処

 \mathcal{O}

分をいう。

- (f) 「区域」とは、
- (i) 日本国については、 日本国の領域並びに日本国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他

的経済水域及び大陸棚をいう。

(ii) 島 条約を含む。)に従い主権又は主権的権利若しくは管轄権を行使する空域、 ア及びサンタ・カタリー コ 礁、 口 ンビア共 岬及び州を含む。)の領土並びにコロンビア共和国がその国内法令及び国際法 和国については、 ナから成る諸島、 コロンビア共和国の大陸及び島嶼 7 ルペ 口 島その他コ ロンビア共和国に帰属する全ての島、 (サン・アンドレス、プロビデンシ 海域その他の要素をいう。 (関係する国際 小

注釈 1 「区域」 は、 この協定の 地 理的な適 用範囲である。

(g) 注 「世界貿易機関設立協定」 · 秋 2 こ の (f) の規定は、 ュ協定をいう。 とは、 国際法に基づく両 千九百-九十四年四 締 約国 |月十五| 0 権利及び義務に影響を及ぼすものでは 日にマラケシュで作成された世界貿易機関を ない。

設立するマラケシ

- (h) Ł のをいう。 紛争投資家」 とは、 方 の締 約 国 の投資家であって、 他方の締約国との間 の投資紛争の当事者である
- (j) (i) 「紛争当事者」とは、 紛争締約国」 とは、 紛争投資家及び紛争締約国をいう。 一方の締約国 [の投資家との間の投資紛争の当事者である他方の締約国をいう。

(k) 「金融サービス」とは、 サービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書5個に定義する金融サービ

スをいう。

- (1)自 由 利用可能通貨」とは、 国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。
- (m)「サー ビス貿易一般協定」とは、 世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定を

いう。

- (n)Ī CSID」とは、 ICSID条約によって設立された投資紛争解決国際センターをいう。
- (0)「ICSID条約」 とは、 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他 \mathcal{O} 国 家 \mathcal{O} 国民

との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。

- (p) する規則をいう。 ī C S I D 追 加 的 制度規則」 とは、 I C S I D の事務局が手続を実施するため の追加的な制度を規律
- (q) 「国民」 とは、 締約国 の関係法令によりその国籍を有する自然人をいう。
- (r)「ニュ・] 日] ク条約」とは、 千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認

及び執行に関する条約をいう。

- (s) 「事務局長」とは、ICSIDの事務局長をいう。
- (t) より設置される仲裁のため 仲 裁裁判所」とは、 第二十八条の規定により設置される仲裁のための裁判所又は第三十七条の規定に *Ø* の裁判所をいう。
- (u) 「貿易関連知的 所有権協定」 とは、 世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の 側面に関

する協定をいう。

(v)Ū N C Ι Т R A L 仲裁規則」 とは、 千九百七十六年四月二十八日に国際連合国際商取引法委員会によ

第二章 投資

n

採

択され

た国際は

連

合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。

第二条 内国民待遇

- 1 対 Ĺ 方の締 同 様 約 の状況に 国 は、 お 自 いて自国 玉 \mathcal{O} 区 域 の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。 内において、 投資活動に関し、 他方の締 約国 の投資家及びその投資財産に
- 2 所の裁判を受け、 方の締約国 は、 及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、 自 国 の区域内において、 投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判 他方の締約国の投資家に対し、 同様 \mathcal{O}

状況において自国 [の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第三条 最恵国待遇

1 方の締約国 は、 自国 の区域内において、投資活動に関し、 他方の締約国の投資家及びその投資財産に

同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与え

る。

対し、

注釈 1に規定する待遇には、 方の締約国と第三国との間の国際協定の投資紛争の 解決に 関 する規定

(次章及び第四章に規定する制度に類するもの) により第三 国の投資家及びその投資財産に 対し

与えられる待遇を含まないことが了解される。

2 方の締約国 は、 自 国 の区域内において、 投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわ たり裁判

所 の裁判を受け、 及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、 他 一方の締 約国 の投資家に対 Ļ 同 様の

状況において第三国 の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第四条 待遇に関する最低限度の基準

1

方の締約国は、 自国の区域内において、 他方の締約国の投資家の投資財産に対し、 国際慣習法に基づ

て

く待遇(公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。)を与える。

2 締約国による規制の変更は、 当該変更の事実のみをもって1の規定の違反を構成するものではない。

注 釈 1 1及び2の規定は、 他方の締約国の投資家の投資財産に与えられるべき待遇の最低限度の基準

として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものであ

る。 「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際

慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。

注釈2 この協定の他 の規定又は他の国際協定の違反があった旨の決定は、 1及び2の規定の違反が

あったことを証明するものではない。

注釈3 「公正かつ衡平な待遇」 には、 法の正当な手続の原則に従い、 裁判所の裁判を受け、 及び行政

機関に対して申立てをする権利を保証 し、 並びに刑事上、 民事上又は行政上の手続における裁判

を行うことを拒否しないとの締約国の義務を含む。

3

締約国の投資家との間でなされた書面による合意から生ずる義務を負うこととなった場合において、 一方の締約国は、 他方の締約国の投資家の特定の投資財産に関し自国の中央政府又はその機関と他方の 当該

投資家が当該投資財産の設立、 取得又は拡張の際に自国による当該義務の履行を求めることが可能であっ

たときは、 当該義務を遵守する。

第五条 特定措置の履行 <u>'</u>要求

1 1 ずれの一方の 締約 国も、 自国 $\overline{\mathcal{O}}$ 区域内における他方の締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、

次 の要求を課し、 又は 強制してはならない。

- (a) 定の水準又は 割合の物品 又はサー ビスを輸出すること。
- (b) 定 の水準 文は 割合の 現 地 調達を達成すること。
- (c) 人若しくは法人その 自国 0 区域 内に お į, 他の事業体 て生産された物品を購入し、 から 物品を購入すること。 利用し、 若しくは優先し、 又は自国 $\overline{\mathcal{O}}$ 区 一域内の 自
- (d) 替 の流入の量と何らか 輸入数量又は輸 入価額を、 の形で関連付けること。 輸出 数量若しくは輸出 価額と又は当該投資家の投資財産に 関連する外国為
- (e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国 輸出数量若 しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限するこ \bigcirc 区域内にお ける販売

を、

然

と。

- (f) 技術、 製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体に
- (i) 移転すること。ただし、次のいずれかの場合を除く。 要求が、 競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、 行政裁判所又は競争当局によって課さ

れ、又は強制される場合

- (ii) 産的価値を有する情報の開示に関するものである場合 要求が、 貿易関連知的所有権協定に反しない方法で行われる知的財産権の移転若しくは使用又は財
- (g) 自国 の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向 けた事業本部を設置すること。
- (h) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、 特定地域又は世界

市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

- 2 利益 ** \ ずれ の享受又はその継続のための条件として、 の一方の締 約 国も、 自国 の区域内における他方の締約国又は第三国の投資家の投資活動 次の要求に従うことを求めることができない。 に関し、
- (a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

- (b) 人若しくは法人その他の事業体から物品を購入すること。 自国 の区域内において生産された物品を購入し、 利用し、 若しくは優先し、 又は自国の区域内の自然
- (c) 輸入数量 又は輸入価 に額を、 輸出数量若しくは輸出 .価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為
- (d) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサー ビスの自国 \mathcal{O} 区域内にお け る販売

替

の流入の量と何らかの形で関連付けること。

を、 輸 出 「数量若. しくは輸 出 .価額と又は外国為替収入と何らかの 形で関連付けることにより制 限するこ

と。

- 3 活 動 2 に \mathcal{O} 関 7 かなる規定も、 利 益 の享受又はその 方の締約国が、 継 続 \mathcal{O} ため 自 国 Ó の区域内における他方の締約国又は第三国 条件として、 自国 \mathcal{O} 区域内 に お į, て、 生産 の投資家の投資 拠点を設 け、
- サー ビスを提供 Ĺ 労働者を訓練し、 若しくは雇用し、 特定の施設を建設し、 若しくは拡張 Ļ 又は 研究
- 及び開発を行うことを要求し、 これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。
- 4 1 及び2の規定は、 これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、 適用しない。
- 5 (a) 1 (a) からいまで並びに2個及び他の規定は、 輸出促進又は対外援助に関する計画に関連して物品又は

サービスについて必要とされる要件については、適用しない。

- (b) 的 な割当ての適用を受けるために必要なものについては、 2 (a) 及びbの規定は、 輸入締約国 目が物品 の内容に関して課する要件であって、 適用 しない。 特恵的な関税又は特恵
- 6 的又は不当な態様で適用しないこと及びそれらの措置が国際貿易又は投資活動に対する偽装した制限とな を含む。)を採用し、 1 (b) (c)及びf)並びに2(a)及び(b)のいかなる規定も、 又は維持することを妨げるものと解してはならない。 締約国が次のいずれかの措置 ただし、 それらの措置を恣意 (環境に関する措置
- (a) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置

らないことを条件とする。

- (b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
- (c) 有限天然資源 (生物資源であるか否かを問 わ ない。 の保存に関する措置

第六条 適合しない措置

- 1 第二条1、 第三条1、 前条及び第十条の規定は、 次のものについては、 適用しない。
- (a) 締約国 の中央政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であって、 附属書Iの締約

国の表に記載するもの

- (b) 締 約 玉 \mathcal{O} 地 方政 府により維持されるこれらの規定に適合しない 現行の措置
- (c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新
- (d) (a及びb)に規定する措置 の改正又は修正 (当該改正又は修正の直前における当該措置と第二条1、 第

三条1、 前条及び第十条の規定との適合性の水準を低下させない 場合に限る。)

- 2 又は活動に関して採用し、 第二条1、 第三条1、 前条及び第十条の規定は、 又は維持する措置につい ては、 締 約 国 |が附属 適用 しな 書 $\overline{\parallel}$ 0 自 国 \mathcal{O} 表に記載する分野、 小分野
- 3 措 定 置 の効力発生 1 ずれ が 効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その 0) 方の締: $\overline{\mathcal{O}}$ 日 の後に採用する場合には、 約 国 Ę 附属 書Ⅱ \mathcal{O} 自国 他 \mathcal{O} 表に 方 \mathcal{O} 締 記載する分野、 約 他の方法で処分することを要求してはならな 国 の投資家に対し、 小分野又は活動 その 玉 [籍を理 E 関する措置をこの 一曲として、 当 該 協
- 4 に改正 方の締: 約国 又は修正する場合には、 は、 附 I属書 I の自国 その改正又は修正について、 の表に記載する現行の適合しない措置をこの協定の効力発生の 他方の締約国に対し 可能な範囲内で通 日 \mathcal{O} 後

- 5 発生 方の締約国は、 \mathcal{O} 日 の後に採用する場合には、 附属書Ⅱ の自国 当該措置について、 の表に記載する分野、 他方の締約国に対し可能な範囲内で通報する。 小分野又は活動に関する措置をこの協定の効力
- 6 随時見直すことの重要性を認める。 各締約国は、 附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ の自国 「の表に掲げる留保を削減し、 又は撤廃するため、 当該留保を
- 7 に \mathcal{O} あ 例外又は特別の取扱いとして貿易関 第二条1、 るい かなる措置に 第三条1及び前条の規定は、 うい ても、 適用 連 Ü ない。 知的 貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定に基づく義務 所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲
- 8 第二条1、 第三条1 及び 前条の規定は、 締約国が政府調達に関して採用し、 又は維持するい か なる措置

第七条 透明 性

に

ついても、

適用、

しな

1 て、 各締約国は、 効力を有し、 法令、 かつ、 行政上の手続、 投資活動に関連し、 般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であっ 又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、 又は公に利用可能

なものとする。

丙

- 2 \mathcal{O} 締 約国 方の締約国は、 の個 別 の質問に応じ、 他方の締約国 及び他方の締約国に情報を提供する。 \mathcal{O} 要請があった場合には、 1に規定する事項に関して、 速やかに、 他方
- 3 締 他公共の利益に反することとなり、 示を要求するものと解してはならない。 約国の関係法令により特に秘密とされ、 1及び2のいかなる規定も、 締約国に対し、 又は私生活若しくは正当な商業上の利益を害することとなるもの この3の規定の適用上、 若しくは他の方法によって開示から保護される情報を含む。 秘密の情報であって、 秘密の情報は、 その開示が法令の実施を妨げ、 業務上の秘密の情報又は その \mathcal{O} 開
- 4 情報 県、 各 は、 締約 コ 口 国 他 ン 方 ビア共和 は、 7の締 この協定の効力発生 約国 国に に送付する。 っい ては県がとるものに関する情報を可能な範囲内で作成するよう努める。 の時に、 前条1份に規定する措置であって、 日本国については都道府 当該
- 注 釈 く締約国 4 の規定に基づく情報は、 の権利又は義務に影響を与えるものと解してはならない。 透明性の 目的 のためにのみ作成される。 当該情報は、 この協定に基づ
- 5 及ぼすものを採用し、 各締約国は、 自国 の法令に従い、 改正し、又は廃止する前に、 般に適用される規制であって、この協定の対象となる事項に影響を 公衆による意見提出のための合理的な機会を可能な範

囲内で与える。

第八条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、 自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及びこれを阻止

するための取組を行うために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第九条 入国、 滞在及び居住

方の締約国は、 投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、 及び滞在する希望を有する他方

の締約| 国 の国籍を有する自然人の入国、 滞在及び居住に係る申請に対し、 自国の関係法令に従い、 妥当な考

慮を払う。

第十条 経営幹部及び取締役会

1 いずれの一 方の締 約国も、 自国 の企業であって他方の締約国の投資家の投資財産と認められるものに対

特定の国籍を有する自然人を経営幹部に任命することを要求することができない。

2

企業の取締役会又はこれに置かれる委員会の構成員の過半数が特定の国籍を有すること又は一方の締 方の締約国は、 約国

自国の企業であって他方の締約国の投資家の投資財産と認められるものに対し、

当該

の居住者であることを要求することができる。ただし、その要求により、 当該投資家が自己の投資財産を

支配する能力が実質的に妨げられないことを条件とする。

第十 · 条 収用及び補 償

1 るも \ \ \ 又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置 7 ・ずれの一方の締約国も、 のであり、 ただし、 収用が公共の目的のため 差別的なものでなく、 自国 の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化 か Ó つ、2から4までの規定に従って迅速、 ものであり、 (以下「収用」という。)を実施することができな 正当な法の手続及び第四条の規定に従って実施され 適当かつ実効的 な補 償 \mathcal{O}

注 釈 いられる用語 コ 語 口 ンビア共和国に いて表現されることが であり、 コ ついては、 口 ンビア 共和 1 の規定において用いる 国 \mathcal{O} 玉 内法令におい 7 「公共 「公共の目的」、 の目的」 は、 国際協定におい 「社会の 利 益 その 、 て 用

他

0

を用

?ある。

支払を伴うものである場合は、

この限りでない。

2 \mathcal{O} 補償は、 公正な市場価格に相当するものでなければならない。 収用が公表された時又は収用が行われた時 のいずれか早い方の時における収用された投資財産 公正な市場価格には、 収用が事前に公に知られる

ことにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3 移転すること並びに収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自 おいて決定される商業的な利率によるものを含める。 補償については、 遅滞なく支払うものとし、 収用の日から支払の日までに生ずる利子であって、 当該補償については、 実際に換価すること、 市場に 由 自由に 利用

可能通貨に自由に交換することができるものとする。

- 5 4 やか については、 する権利を有する。 収 な審査を受けるため、 の条の規定は、 用の影響を受ける投資家は、 その付与、 知的 ただし、 取消 財 産権に関する強制実施許諾の付与又は知的 収用を行う締約国 第四章 į 当該投資家の事案及び補償の額に関し、 制限又は創設が貿易関連知的 の規定の適用を妨げず、 の裁判所の裁判を受け、 か つ、 所有権協定に反しない限りにおい 同章の規定に従うことを条件とする。 別産権 又はその行政機関に対して申立てを この条に定める原則に従って速 の取消 Ļ 制限若しくは て、 適用 創設
- 6 又は締約国が独占事業を指定することを妨げるものと解してはならない。もっとも、 の協定のい かなる規定も、 締約国がその所有し、 若しくは支配する投資財産を民営化する義務を課 締約国が当該投

されない。

資財産の民営化のための措置又は独占事業の指定のための措置を採用し、 又は維持する場合には、 この協

定は、当該措置について適用する。

注釈 この条の規定は、附属書Ⅲの規定に従って解釈される。

第十二条 争乱の場合における待遇

自

国

1 方の締約国は、 自国の区域内における武力紛争、 革命、 暴動、 国内争乱その他の類似の事件により、

の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国

一の投資家に対し、

原状回

復、

損

害賠償、 補償その他の解決方法に関し、 自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該 他 方 \mathcal{O}

締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 こと並びに支払の時 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、 の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨 実際に換価すること、 自由 に移転 する

に自由に交換することができるものとする。

3 1 の規定は、 補助金 (贈与を含む。) に関連する措置については、 適用しない。

第十三条 代位

1 利又は 関 権 方 \mathcal{O} 投資財産に関連する損害の塡補に係る契約、 て支払 の締 利 の譲 方の締: 又は 約 請求権と内容及び範囲に わ 請 国 渡を承認し、 れ 求 は、 約 た資 権 国又はその指定する機関が、 当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権 の譲渡に基づき一方の締 金の移転につい かつ、 おお 方の締約国又はその指定する機関が、 、ては、 いて同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。 前二条及び次条の規定を準 約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのように 自 国 保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合に の投資家に対し、 他方の締約国 用する。 代位により、 の 一 方の締約国又はその指定する機 $\overline{\mathcal{O}}$ 区域内にある当該投資家 当該投資家の当初 は、 の権 当 該 他

2 基づく請求を行う権利を認めるものでは あ 0 て商業的 \mathcal{O} 条 \mathcal{O} 規定は、 な危険に関するも 締 約 国又はその指定する機関が、 のに基づいて支払を行ったという事実の ない。 損 害 \mathcal{O} 塡 補に係る契約、 みを根拠として、 保証 契約 第四 又は保険 章 Ö 規定に 契約 で

第十四条 資金の移転

1 に ある他方の締約国 方の締約国 は、 自 の投資家の投資財産に関連するものが、 玉 \mathcal{O} X 「域に向う けた又は自国 の区域からの全ての資金の移転であって、 遅滞なく、 かつ、 自由に行われることを確保 自 国 \mathcal{O} 区域内

する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

- (a) 投資財産を維持し、 又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
- (b) 利益、 利子、資本利得、 配当、 使用料、 手数料その他投資財産から生ずる収益
- (c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であって、投資財産に関連するもの
- (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入
- (e) 方のは 締 約国 0 区域内にある投資財産に関連する活動に従事する他方の締約国から赴任した従業員が

得た収入その他の報酬

(f) 第十一条及び第十二条の規定に従って行われる支払

の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

(g)

第四

章

- 2 ける為替相場で行われることを確保する。 各締約国は、 1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、 自由 利用可能通貨により移転 \mathcal{O} 日の市場にお
- 3 する場合には、 1及び2の規定にかかわらず、 資金の移転を遅らせ、 締約国は、 又は妨げることができる。 次の事項に関する自国の法令を衡平、 無差別かつ誠実に適用

- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
- (b) 証券又は派生商品の発行、交換又は取引
- (c) 司法上又は行政上の手続における命令又は判決の履行の確保
- (d) (e) 関係法令に従って要求される通貨その他の支払手段の 刑事 犯罪 移転に関する報告又は記録の保存

第十五

条

般的例外及び安全保障の

ため

の例外

- 1 置を、 方 8 の締 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} 協定の 約 のを含む。 方の締約 玉 \mathcal{O} () 投資家の投資財 かなる規定 国 を採用 が 他方 \mathcal{O} (第十二条の規定を除く。) 締 産に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。 約国に対する恣意的若しくは不当な差別の 又は実施することを妨げるものと解れ ŧ 方の 締約 してはならない。 国 手段又は が 次 0 措置 自 国 ただし、 (環境を保護するた $\overline{\mathcal{O}}$ 区 |域内に これら ある他 \mathcal{O} 措
- (b) 公衆 の道 徳の保護又は 公の秩序 の維 持のために必要な措置

(a)

動

物

又は

植

物

の生命又は健

康

の保護

のために必要な措置

注釈 公 の秩序を理由とする例外は、 社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がも

たらされる場合に限り、援用することができる。

(c) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、 次の事項に関する措置

を含む。

- (i) 欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

個人の情報を処理し、及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の

保護

(ii)

- (iii) 安全
- (d) 美術的、 歴史的、 考古学的又は文化的価値のある国家的財 **産の保護のためにとる措置**
- 2 の協定の 7 かなる規定 (第十二条の規定を除く。) ŧ, 次のい ずれかのことを定めるものと解しては

ならない。

- (a) 該情報へのアクセスを認めることを要求すること。 締約国に対し、 その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反することとなる情報を提供し、 又は当
- (b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をと

ることを妨げること。

- (i) れるその他の貨物、 銃 の取引、 弾薬及び軍需品並びに軍事基地又は治安部隊の基地に供給するため直接又は間接に行わ 原料、 サービス及び技術の取引に関する措置
- (iii) (ii) 戦時、 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置 武力紛争の時その他の自国内又は国際関係における緊急時にとる措置
- (c) 締約国 が 国際の平 和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げ

ること。

3 り とる場合には、 方の締約国 は、 できる限り速やかに当該措置に この協定 (第十二条の規定を除く。) に基づく義務に適合しない措置を1の規定によ ついて他方の締約国に通報するよう努める。

第十六条 一時的なセーフガード措置

1 取引に係るもの及び第十四条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、 1 ずれ の締約国も、 次のいずれかの場合には、 第二条1の規定に基づく義務であって国境を越える資本 又は維持することができ

る。

- (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合
- (b) 例外的な状況において、 資金の移転が経済全般の運営、 特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困

難をもたらし、又はもたらすおそれがある状況にある場合

- 2 1に規定する措置は、次の全てのことを満たすものとする。

国際通貨基金協定を締結している限りにおいて、

同協定に適合するものであること。

- (b) 1 に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c)

時的なものであ

ŋ́,

かつ、

事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。

(a)

- (d) 他方 \mathcal{O} 締 約国に対し、 速やかに通報されるものであること。
- (e) ること。 他方 \mathcal{O} 締 約国 0 商業上、 経済上又は金融上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであ

\ \ \

3

この協定のい

かなる規定も、

国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではな

第十七条 信用秩序の維持のための措置

- 1 置 この協定の他 (投資家、 又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。)をとることを妨げられない 預金者、 の規定にかかわらず、 保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護 締約国は、 信用秩序の維持のための金融サービス分野に関連する措
- 2 避するための手段として当該措置を用いてはならない。 締 約国は、 1の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合には、 当該義務を回

第十八条 知的財産権

7

1

る他

(T)

国際協定に従い、

知的

財

産権の十分にして、

効果的

かつ無差別的な保護を促進する。

- 1 両 |締約| 国 は、 投資活 動 の更なる促進のため、 この協定、 貿易関連知的 所有権協定及び両締約国 が 締 結
- 2 に基づく締 の協定 約 \bigcirc 国 7 の権利を害し、 かなる規定も、 及び当該国際協定に基づく締約国 知的 財産権の保護に関する国際協定であって の義務を免れさせるものと解してはなら **|**両綿: 約 国 が締結 してい るもの
- 3 て自国が締結しているものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、 この協定のいかなる規定も、 いずれか一方の締約国に対し、 知的財産権の保護に関する国際協定であっ 他方の締約国の

ない。

投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

注釈 この協定のい かなる規定も、 両締約国について効力を有する国際協定に基づく知的財産権 の保護

最恵国待遇を与える義務が当該国際協定に特に規定されており、

かつ、

適用がある場合に

は、 両 締 約 玉 が負う当該義務を免れさせるものではない。

第十九条 租税

に関

1 0 協 定 \mathcal{O} 1 か なる規定も、 この協定に明示的に規定する条項を除くほ か、 租税に係る課税措置に . つ V

ては、適用しない。

2 \mathcal{O} 協 の協定 定と租税条約 \mathcal{O} 1 か とが なる規定も、 抵触する場合には、 租税条約に基づく締約国 抵触する限りに の権利及び義務に影響を及ぼすもの おい て、 当該 租税条約が優先する。 では な

3 け、 第七条1及び3並び 及び行政機関に対して申立てをする権利に関する無差別待遇も、 に第十一条の規定は、 租税に係る課税措置に ついて適用する。 租税に係る課税措置に 裁 判 0 所 V \mathcal{O} 裁 て適 判を受 用す

4 第四章の規定は、 3の規定の対象となる限りにおいて、 租税に係る課税措置に関する紛争について適用

る。

する。

- 5 (a) 家も、第十一条の規定を第四章の規定による投資紛争の付託の根拠として援用することができない。 租税に係る課税措置が収用に当たらないことが心の規定に従って決定された場合には、いずれの投資
- (b) 該事案を検討しない場合又は検討したが、送付を受けてから百八十日以内に当該課税措置が 否かを決定するために、両締約国の権限のある当局に事案を送付する。両締約国の権限のある当局が当 らないことを決定しない場合には、 投資家は、第二十七条3の規定に基づく通報を行った時は、回に規定する課税措置が収用に当たるか 当該投資家は、 第二十七条の規定により当該事案を仲裁に付託する 収用に当た
- (c) (b)の規定の適用上、「権限のある当局」とは、

ことができる。

- (i) れたその代理者は、外務大臣又は権限を与えられたその代理者と協議の上、 日本国については、 財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。 財務大臣又は権限を与えら 事案を検討する。
- (ii) コロンビア共和国については、財務公債大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

第二十条 合同委員会

- 1 両締約国は、 この協定の目的を達成するため、 合同委員会(以下「委員会」という。) を設置する。
- 2 各締 約国は、 この条に関する事項について両締約国間 の連絡を円滑にするため、 次の連絡部局を指定す

る。

- (a) 日本国については、外務省又はこれに代わる機関
- (b) コロンビア共和国については、 商工観光省又はこれに代わる機関
- 3 委員会は、次のことを任務とする。
- (a) この協定の実施及び運用について討議し、 及び見直しを行うこと。
- (b) 報を共有し、 投資に関連 及び協力を促進すること。 Ĺ か つ、この協定の対象となる事項であって投資環境の整備に関連するものについて情
- (c) り、 この協定の機能 両締: 約国に適当な勧告を行うこと。 を強化し、 又はこの協定の 目的を達成するため、 コンセンサス方式による決定によ
- (d) 投資に関連するその他の事項であってこの協定に関係するものについて討議すること。
- 4 委員会は、この協定の効力発生の後十二箇月以内に会合するものとし、 その後は、 両締約国の合意によ

り会合する。

5 委員会は、 小委員会を設置し、 当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。

6 委員会及び5の規定により設置する小委員会は、 その任務を遂行するため自己の手続規則を定める。

7 委員会及び5の規定により設置する小委員会は、 両締約国の代表者から成る。委員会及び小委員会は

両 締 約国の同意が得られる場合には、 両締約! 国 の区域内の投資環境の整備に関連する事項について、 民間

部門との共同会合を開催することができる。

8 5 の規定により設置する小委員会は、 一方の締 約国 の要請により、

第二十一条 健康、安全、環境及び労働に関する措置

1 締 約国 は、 健康、 安全及び環境に関する自国 \mathcal{O} 玉 丙 の緩和又は自国 [の労働基準の引下げを通じて他

方の締約国及び第三国の投資家の投資活動を奨励することが適当でないことを認める。 方の 締 約 玉 は

自国 手段としてそのような措置又は基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。 の区域内における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、 取得又は拡 張を奨励する

2 締約国は、 自国 の区域内における投資活動が自国 の環境法に反しない態様で行われることを確保するた

会合する。

め、 適当と認める措置を採用し、 維持し、 又は執行することができる。 ただし、 その措置がこの協定に反

しない場合に限る。

第二十二条 利益の否認

方の締約国は、 他方の締約国 の投資家であって他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によっ

家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

て所有され、又は支配されており、

かつ、

次のいずれかの場合に該当するときは、

当該他方の締約国の投資

(a) 一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であって、 当該企業との 取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資

財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、 若しくは当該措置を阻害する

こととなるものを一方の締約国が採用し、又は維持する場合

第二十三条 特別な手続及び情報の要求

1 第二条のいかなる規定も、 方の締約国が、 自国 の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に

関連して特別な手続 (例えば、 当該他方の締約国の投資家が一方の締約国の居住者でなければならないと

締約 定める措置を採用し、 の要件又は投資財産が一方の締約国 国がこの協定に従って他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える保護を実質的に害するもので 又は維持することを妨げるものと解してはならない。 の法令に基づき設立されなければならないとの要件に従うこと。)を ただし、 当該手続が、一 方の

ないことを条件とする。

2 か 方 の情報を提供することを求めることができる。 なる規定も、 第二条及び第三条の規定にかかわらず、 の締約国 専ら参考情報として入手すること又は統計を収集することを目的として、 又は開示することを妨げるものと解してはならない。 の投資家又はその投資財産の競争上の立場を害することとなる開示から保護する。 方 7の締約| 国 が 自 国 の法 令の 一方の締約国は、 衡平 一方の締約国は、 か つ誠実な適用に関連して他の方法により情報を入手 他方の締約国の投資家又はその投資財産に対 業務上の秘密の情報については、 当該投資財産に関する定 この 当該 2 0) 他 V

第三章 両締約国間の紛争の解決

第二十四条 両締約国間の紛争の解決

1

この協定の解釈又は適用に関して両締約国間に生ずる紛争は、 可能な限り、協議によって解決する。 当

該協議は、いずれか一方の締約国が書面により要請する。

- 2 に当該協議によって満足な解決に至らなかったものは、 この協定の解釈又は適用に関する両締約国 間 の紛争であって、 仲裁委員会に決定のため付託する。 1に規定する協議 の要請の後六十日以内
- 3 とが 間 仲裁委員及びこのようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三十日 れ 国から外交上の経路を通じて仲裁の要請を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一 の締 内に合意する第三の仲裁委員の三人の仲裁委員から成る。 2に規定する仲裁委員会は、 ない者とする。 約国 の国民でもなく、 いずれの締約国とも提携しておらず、 紛争ごとに設置する。 仲裁委員会は、 この場合において、 かつ、 いずれか一方の締約国 対象となる紛争を取 第三の仲裁委員 が り扱ったこ 他方の締約 は、 人の V \mathcal{O} ず 期
- 4 は 際司法裁判所長がこの任務を遂行することができない場合又はいずれか一方の締約国の国民である場合に 段の合意がある場合を除くほ 3に定める必要な任命が3に規定する期間内に行われなかった場合には、 同 裁判所次長に対し当該任命を行うよう要請する。 か、 国際司法裁判所長に対し当該任命を行うよう要請することができる。 同裁判所次長がこの任務を遂行することができな いずれか一方の締 約国は、 玉 別

1 場合又はいずれか一方の締約国 \mathcal{O} 国民である場合には、 当該任命は、 同裁判所の いずれの締約国 \mathcal{O} 国民

でもない最も上席の裁判官により行われる。

5 を除くほ を行う。 国際法の規則及び原則に従って紛争について決定を行う。 仲裁委員会は、 か、 当該決定は、 3 及び 自己の手続規則を定める。 4 最終的なものであり、 の規定に従って仲裁委員長が任命された後六箇月以内に行わ かつ、 仲裁委員会は、 拘束力を有する。 仲裁委員会は、 この協定並びに対象となる事項に適用可能な 当該決定は、 投票の過半数による議決で決定 れ 別段の合意がある場合 る。

6 員 長がその職務を遂行するため \mathcal{O} 各 報酬 締約 国 及び費用 は、 自 は、 国 が Ι 任命した仲裁委員に係る費用及び自 C S Ι の費用及び仲裁委員会の残余 D に お į١ て随 時 設けら れる限度であって仲裁委員会の設置 の費用 国が仲裁に参加する費用を負担する。 ル は、 両 I 締約国 「が均等に負担する。 $\overline{\mathcal{O}}$ 時 にお 仲 :裁委員 仲 1 . て 有 裁 委

第二十五条 請求の制限

効であるものを超えることができない。

1 使用、 前条2から6までの規定は、 享有及び売却その他の処分又は一方の締約国の投資家が他方の締約国 金融 サー ビスに関連する紛争については、 投資財産の運営、 の区域内において他方の締約 経営、 維持

玉 の法令に従って既に設立し、 取得し、 若しくは拡張した投資財産に影響を及ぼす事項に関する紛争につ

いてのみ適用する。

2 制 に従って既に設立し、 有及び売却その他の処分又は一 度の一部を成す活動又はサー 前条2から6までの規定は、 取得し、 若しくは拡張した投資財産に影響を及ぼす事項に関する紛争につい 方の締約国の投資家が他方の締約 いずれか一方の締約国の法令により設けられた公的年金計画又は社会保障 ビスに関連する紛争については、 投資財産の 国 $\overline{\mathcal{O}}$ 区域内におい 運営、 経営、 て他方の 維持、 締 約 使用、 国 ての \mathcal{O} 法令 享 4

第四 章 方 の締: 約国と他 方の締約 国 の投資家との間 の投資紛争の 解決

適

用する。

第二十六条 協議及び交渉

1 解決する。 される書面による要請により、 含めることができる。 投資紛争が生じた場合には、 このような協議及び交渉には、 協議及び交渉の手続は、 開始する。 紛争当事者は、 当該要請には、 拘束力を有しない手続であって第三者が 第四十一条に規定する紛争締約国 可能な限り、 問題の所在を明確にする上で十分な事実及び法 当該投資紛争を友好的な協議及び交渉により 「の権限のある当局 関与するもの \mathcal{O} 院に送付 利 用を

的根 拠の簡潔な要約を付する。 当該要請は、 次条3に規定する通報を行う前に、 紛争締約国に送付されな

ければならない。

2 協議及び交渉は、少なくとも六箇月の間行う。

3 紛争当事者は、 1に規定する拘束力を有しない手続であって第三者が関与するものとして、 投資紛争を

ICSID条約又はICSID追加的制度規則に基づく調停手続に付託することに合意することができ

る。

第二十七条 請求の仲裁への付託

1 紛争締約国 は、 紛争投資家が行う請求 の仲裁 0) 付託 に関し、 自国 一の法令に従って、 事 前に自国におけ

る行政上の救済手続が尽くされることを要求することができる。 この救済手続は、 V) かなる場合に ţ 紛

て継続してはならない。 争締約国が 紛争投資家から当該救済手続の開始を要請する書面による通知を受領した日から六箇月を超え 当該救済手続は、 紛争投資家が前条に規定する協議及び交渉を要請することを妨

げてはならない。

2 紛争投資家は、 協議及び交渉により投資紛争を5に規定する期間内に解決することができない場合に

は、 続が尽くされることを要求している場合には、当該救済手続を1の規定に従って尽くしていることを条件 次のことを行うことができる。ただし、紛争締約国が1の規定に従って自国における行政上の救済手

- (a) 自己のために、次の①及び⑪の事項から成る請求を、この章の規定による仲裁に付託すること。
- (i) 義務に違反したこと。 紛争締約国が第二章(第七条2及び4、第八条、第九条並びに第二十条を除く。)の規定に基づく
- (ii) ①に定める違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該紛争投資家が被ったこ

(b) (i) 及び回の事項から成る請求を、この章の規定による仲裁に付託すること。 当該紛争投資家が直接又は間接に所有し、 又は支配する法人である紛争締約国の企業のために、 次の

- (i) 紛争締約国が第二章 (第七条2及び4、 第八条、 第九条並びに第二十条を除く。) の規定に基づく
- (ii) (i)に定める違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被ったこと。

義務に違反したこと。

- 3 くとも四十五 2 の規定に従い投資紛争を仲裁に付託しようとする紛争投資家は、 日前に書面によりその旨の通報を行う。 当該通報には、 次の事 紛争締約国に対し、 項を明記する。 その付託の少な
- (a) 当該紛争投資家の氏名又は名称及び住所並びに2份の場合には2份に規定する企業の名称、 住所及び

設立場 所

(b) 紛争締: 約 国による特定の措置であって問題となるもの並びに問題の所在を明確にする上で十分な事実 (この協定に基づくいずれの義務について違反があったとされるかについ

の特定を含む。)

及び法的根拠

の簡潔な要約

- (c) 5に規定する仲裁のうち当該紛争投資家が選択するもの
- (d) 当該紛争投資家が求める救済手段及び損害賠償請 求額 \mathcal{O} 概算
- 4 自己が 紛争投資家が締約 ?締約国 $\overline{\mathcal{O}}$ 国民又は企業であることを証明する証拠を送付しなければならない。 国 の国民又は企業である場合には、 当該紛争投資家は、 3に規定する通報とともに、
- 5 月十五日以内に投資紛争を解決することができない場合には、 紛争投資家は、 紛争締約国に対して書面により前条に規定する協議及び交渉の要請を行った日から七箇 2に規定する請求を次のいずれか の仲裁に

7

付託することができる。

- (a) Ι C S I D条約による仲裁。 ただし、 両締約国がICSID条約の締約国である場合に限っ
- (b) I C S Ι D 追 加 的 制 度規則による仲裁。 ただし、 いずれか一 方の締約国のみが ICSID条約の締約

国である場合に限る。

- (c) UNCITRAL仲裁規則による仲裁
- (d) 紛争締約 国と合意する場合には、 他 \mathcal{O} 仲 .裁規 則による仲裁 (臨 時 \mathcal{O} 仲 裁 機関によるものを含む。)
- (a) Ι Č S Ι D条約第三十六条(1)に規定する仲裁の請 求を事務局長が受領 L た時

6

の章

の規定による仲裁については、

請求

は、

次の

7

ず

n

カ

0)

時

に付託されたものとみなす。

- (b) Ι C S Ι D 追 加 的 制度規則付表C第二条に規定する仲 裁 \mathcal{O} 請求を事 務局 ・長が受領 した時
- (c) 条に規定する請求 U N C Ι Т R A の陳述書とともに、 L 仲裁規則第三条に規定する仲裁に関する通知 紛争締約国が受領 した時 を、 U N С Ĭ T R A L 仲裁 規則第十八
- (d) 裁 に関する通知を紛争締約国が受領した時。 5 (d) の規定により、 他 の仲裁機関による仲裁又は ただし、 他 当該仲裁機関又は当該仲裁規則において別段の定 の仲 裁規則による仲裁が選択された場合には、 仲

めがある場合は、この限りでない。

(a) 及び(b)に規定する仲裁 の請求並びに

()及び

()に規定する仲裁に関する通知は、以下この章において

「仲裁の通知」という。

7 5 の規定に従って適用される仲裁規則 (請求が仲裁に付託された日において有効なものに限る。) は、

この章の規定によって修正し、又は補完する部分を除くほか、 その仲裁を規律する。

8 紛争投資家は、仲裁の通知に次の(3)又は(6)の事項を明記する。

(a) 紛争投資家が任命する仲裁人の氏名

(b) 事務局長が紛争投資家の仲裁人を任命することにつき、 当該紛争投資家が与える書面による同 意

第二十八条 仲裁への同意

1 付託することに同意する。ただし、 各締約国は、 紛争投資家が投資紛争を前条5に規定する仲裁であって当該紛争投資家が選択するものに 第四条3の規定に関する紛争を除く。

2 第四条3の規定に関する投資紛争については、 次のとおりとする。

(a) 仲裁への付託に必要な同意は、 第四十一条に規定する紛争締約国の権限のある当局により与えられ

る。

- (b) 第四条3に規定する書面による合意が紛争解決手続を定めている場合には、 当該紛争解決手続がこの
- 章 の規定に優先する。

たさなければならない。

- 3 1 の規定による同意及び紛争投資家による仲裁への投資紛争の付託は、 次の回及び的の規定の要件を満
- (a) 紛争当事者の書面による同意に関するICSID条約第二章の規定又はICSID追加的制度規則の

第二十九条 同意及び請求に関する条件及び制限書面による合意に関するニューヨーク条約第二条の規定

(b)

規定

- 1 され、 にこの章の規定による紛争解決手続を用いてはならない。 方の締約国 取得され、 の投資家であって、その投資財産がこの協定に反しない他方の締約国の法令に従って設立 又は拡張されなかったものは、 そのような投資財産についての投資紛争を解決するため
- 2 この章の規定は、 紛争投資家の投資財産又は投資活動であって金融サービスに係るものに関する投資紛

争については、 張された投資財産及びそのような投資財産に関連する投資活動に関する請求についてのみ適用する。 紛争締約国 の区域内において紛争締約国の法令に従って既に設立され、 取得され、又は拡

- 3 争締約国 的年金計画又は社会保障制度の一部を成す活動又はサービスに係るものに関する投資紛争については、 及びそのような投資財産に関連する投資活動に関する請求についてのみ適用する。 この章 「の区域内において紛争締約国の法令に従って既に設立され、 の規定は、 紛争投資家の投資財産又は投資活動であって、 紛争締約国の法令により設けられた公 取得され、 又は拡張された投資財産 紛
- 4 あ 十七条2(b) 違反が発生したこと及び紛争投資家 0 第二十七条5に規定する仲裁への投資紛争の付託は、 た最初 \mathcal{O} \mathcal{O} 日 規定により付託する請求の場合) 0 **,** \ ずれか早い 方の 日から三年が経過した場合には、 (第二十七条2回の規定により付託する請求の場合) が損失又は損害を被ったことを知っ 紛争投資家が、 行うことができない。 同条2の規定に従って主張される た日又 又は企業 は 知るべきで (第二
- 5 の章 の規定による仲裁 ^ の請求の付託は、 次の(a)及び(b)の条件を満たす場合を除くほか、 行うことが

できない。

(a) 紛争投資家が、 この章に定める手続に従って仲裁が行われることにつき、書面により同意すること。

- (b) 決手続に 託 企 業が については紛争投資家、 第二十七条2に定める違反を構成するとされる紛争締約国 締 お 約 į١ 国 て手続を開始する権利を放棄する旨の の法令の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所におい (ii) 同条2(b) の規定による付託については紛争投資家及び同条2份に規定する 書 面 が、 仲裁 の措置に関し、 の通知に て訴訟を提起し、 添付されていること。 (i)同条2(a)の規定による付 又は他 \mathcal{O} 紛 争解
- 6 裁 を求 (b) 判 5 の規定により付託された請求については紛争投資家又は同条2份に規定する企業は、 める訴 所又は (b) の規定に 行政 訟を提起 裁 かかわらず、 判 所にお Ļ 又はその訴訟に係る手続を継 į, 第二十七条2個の規定により付託された請求については紛争投資家、 て、 暫定的, な差止 めによる救済 続することができる。 (損害賠償の支払を伴わ ない 紛争締 もの に限 約 玉 る。 同 \mathcal{O} 条 2 司 法
- 7 \mathcal{O} 条 \mathcal{O} 規定により要求される同 意及び放 棄 \mathcal{O} 書面 は、 紛争 締約 国に送付する。
- 8 紛争締: 約 玉 が 紛争投資家か ら企業を支配する権限を奪っ た場合には、 5 (b) (ii) の規定に基づく企業による

放

深葉は、

要求されな

9 れ か 紛争投資家が投資紛争を紛争締約 の仲裁に付託した場合には、 その選択は、 国 一の行政裁判所若しくは司法裁判所又は第二十七条5に規定する 最終的なものとする。 当該紛争投資家は、 その後は同条5

に規定する仲裁に同一の投資紛争を付託することができない。

10 は、 を行ってはならない。 を目的とする非公式の外交交渉を含めない。 託することに同意し、 この限りでない。 ずれの一方の締約国も、 こ の 10 又は付託した投資紛争に関し、外交上の保護を与えてはならず、又は国家間 ただし、他方の締約国が当該投資紛争について下された裁定に従わなかった場合 他方の締約国及び一方の締約国の投資家が第二十七条5に規定する仲裁に付 の規定の適用上、 外交上の保護には、 投資紛争の解決を容易にすることのみ \mathcal{O} 請 求

第三十条 仲裁裁判所の設置

1 \mathcal{O} 仲 仲裁 裁人及び紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により 裁 判所は、 紛争当事 者が別段の合意をする場合を除くほか、 紛争当事者それぞれが任命する各一人

人又は二人以上の仲裁人を任命することができない場合には、 投資紛争がこの章の規定による仲裁に付託された日から七十五日以内に、 この条に規定する要件に従うことを条件として、ICSID の仲裁人名簿からいまだ任命されていな 紛争当事者のいずれも、 紛争投資家又は紛争締 事務局1 約国が 長に対

2

構

成する。

により及び実行可能な限り紛争当事者の意見を聴取した後に行うべきである。 い一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。 事務局長は、 その任命を自己の裁量

3 ならず、及びいかなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱ったことがあってはならない。 てもならず、 裁判長となる仲裁人は、 いずれの締約国にも日常の住居を有してはならず、いずれの紛争当事者とも提携していては 紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれの締約国の国民であっ

4 当事者の間に生じた投資紛争の対象となっている事項について専門知識及び能力を有すべきであることを 紛争当事者は、 仲裁 人の任命に当たり、 仲裁裁判所の仲裁人が国際公法、 外国投資に関する法又は 紛争

考慮する。

5 三を上限として指定することができる。 指定した国籍の者を仲裁人に任命しないよう要請することができる。 2 の規定の適用上、 紛争当事者は、 それぞれ、 この場合において、 任命される仲裁人の国籍として受け入れられない 当該紛争当事者は、 事務局長に対し、 自らが 国籍を

6 れる報酬について仲裁裁判所の設置の前に合意に達しない場合には、ICSIDにおいて随時定められる 紛争当事者は、 仲裁人に支払われる報酬について合意することができる。 紛争当事者が仲裁人に支払わ

報酬 及び費用であって仲裁裁判所の設置の時において有効であるものが適用される。

準 -拠法

注釈

仲裁裁判所は、

国際法に従い、及び関連があり、

かつ、

適当な場合には、

紛争締約国

一の法令を考慮

仲裁裁判所は、 この協定及び関係する国際法の規則に従って、 係争中の事案につき決定する。

することができる。 もつとも、 仲裁裁判所は、 この協定の違反を構成するとされる措置の合法性につ

いて紛争締約国 の国内法令に基づいて決定する管轄権は有しない。

仲裁手続における他方の締約国 $\overline{\mathcal{O}}$ ため 0) 透 明性

紛争締約国は、 他方の締約 国に次の ŧ 0 を提供する。

(a) 仲裁に付託された投資紛争につい 7 の書 面による通知 (その付託 \mathcal{O} 日 の後三十日以内に提供する。

(b) 仲裁に おい て提出された全ての主張書面の写し (他方の締約国 の要請に基づき、 かつ、 他方の 締約国

 \mathcal{O} 費用負担により提供する。)

仲裁地

仲裁は、 紛争当事者が合意する国において行う。 紛争当事者が合意に達しない場合には、 仲裁裁判所が、

ニューヨーク条約の締約国内の場所を決定する。

第三十四条 先決問題

所は、 決問題として取り扱い、及び決定する。 について検討するものとし、 な理由があるときは、 して生じた合理的な費用 仲裁裁判所は、 そのような裁定が正当であるか否かを決定するに当たっては、 本案について決定する前に、 主張を認められた一方の紛争当事者が異議の申立て又は異議に対する反論を行うに際 (弁護士 紛争当事者に対し意見を述べる合理的な機会を与える。 の費用を含む。)を支払うよう命ずる裁定を下すことができる。 仲裁裁判所は、 管轄権及び受理可能性に関する紛争締約国の異議について先 紛争締約国 「の異議について決定するに当たり、 請求又は異議に根拠がなか ったか否か 仲 裁 裁 正 当 剃

第三十五条 暫定的な保全措置

措置 る。 仲裁裁判所は、 仲裁 (一方の紛争当事者が所持し、 裁 判所は、 方の紛争当事者の権利を保全し、 差押えを命じ、 又は第二十七条2に定める違反を構成するとされる措置の差止めを命ず 又は支配する証拠を保全するための命令を含む。) 又は仲裁手続の進行を容易にするため、 を命ずることができ 暫定的な保全

ることはできない。

第三十六条 専門家による報告

以上の専門家を任命することができる。ただし、適用される仲裁規則により認められるその他の専門家の任 係る事実に関する問題について書面により報告させるため、 い場合を除く。) 仲裁裁判所は、 、仲裁手続において一方の紛争当事者が提起した環境、 一方の紛争当事者の要請に基づき、 又は仲裁裁判所の職権により(紛争当事者が承認しな 紛争当事者が合意する条件に従って、 保健、 安全その他科学的 一又は二 な事 項に

第三十七条 複数の請求の併合

命を妨げない。

- 1 じている場合には、 1 それら ずれ \mathcal{O} の請求が 紛争当事者も、 2 から 10 共通する法律上 第二十七条2の規定による仲裁に二以上の請 までに定める条件に従って併合の命令を求めることができる。 \mathcal{O} 蕳 題又は 事実に関する問題を有し、 求 及び が別個に付託され 同 \mathcal{O} 事 態又は状況 ており、 か Š 生 か
- 2 仲 この条の規定による併合の命令を求める一の紛争当事者は、 . 裁 裁判所を設置するよう書面により要請するものとし、 その要請に次の事項を明記する。 事務局長に対し、この条の規定による一の
- (a) 命令の対象となることを求める全ての紛争当事者の氏名又は名称及び住所

- (b) 求める命令の内容
- (c) 命令を求める根拠

3

事

する場合を除くほか、 の仲裁裁判所がこの条の規定により設置される。

務局長が2の規定による要請を受領した後六十日以内に当該要請について明らかに根拠がないと判断

- 4 の条の規定により設置される一の仲裁裁 判所は、 命令の対象となることを求められた全ての紛争当事
- (a) 人 の仲裁人は、 全ての紛争投資家の合意により任命され . る。

者が別段の合意をする場合を除くほか、

次の規定に従い三人の仲裁人により構成する。

- (b) 一人の仲裁人は、紛争締約国により任命される。
- (c) 者とも提携していてはならず、 締 約 裁判長となる仲裁 国 \mathcal{O} 国民であってもならず、 人は、 事務局長により任命される。 及びい 7) ず ħ かなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱ったことが の締 約国にも日常の住居を有してはならず、 ただし、 当該裁判長となる仲裁人は、 V > ず ħ \mathcal{O} 7 紛争当事 ずれの
- あってはならない。

5

事務局長は、 2の規定により行われた要請を受領した後六十日以内に紛争締約国又は紛争投資家が 4 の

長は、 ものとし、 \mathcal{O} 規定に従って仲裁人を任命することができない場合には、 いずれかによる要請に基づき、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命する。 紛争締約国が仲裁人を任命することができない場合には当該紛争締約国 紛争投資家が仲裁人を任命することができない場合には紛争締約国でない締約国 命令の対象となることを求められた紛争当事者 一の国民を仲裁人に任命する の国民 えを仲裁 事務局

人に任命する。

- 6 認 \mathcal{O} め 請 次の る場合には、 求が共通する法律上の問題又は事実に関する問題を有し、 の条の規定により設置される一の仲裁裁判所は、 *(*) ずれ か 紛争の のことを行うことができる。 公正 か つ効率的な解決のため、 第二十七条2の規定による仲裁に付託された二以上 紛争当事者の意見を聴取した後に、 及び同一の事態又は状況から生じていると 命令を発出
- (a) 請求 \mathcal{O} 全部 又は 部につき、 管轄権を行使し、 並びに一括して審理し、 及び決定すること。
- (b) 求につき、 請求 のうち、 管轄権を行使し、 当 該 一の仲裁裁判所が決定することが他 並びに審理し、 及び決定すること。 の請求の解決に資すると認める一又は二以上の
- (c) 第三十条の規定により設置された仲裁裁判所のいずれかに対し、 請求の全部又は一部について、 管轄

権を行使し、 並びに一括して審理し、 及び決定するよう指示すること。 ただし、 当該仲裁裁判所が次の

- (i) 及び(ii) の条件に従う場合に限る。
- (i) き、 それまで当該仲裁裁判所において紛争当事者でなかった紛争投資家のいずれかによる要請に基づ 4個及び5の規定に従って紛争投資家のために任命される仲裁人を除くほか、 当初の仲裁人によ
- (ii) 既に行われた審理を再度行うか否かを決定すること。

り

再度構成すること。

7

る仲裁 の対象に含めるよう書面により要請することができる。 なかったときは ک \mathcal{O} に請求を付託 条の規定により一 当該紛争投資家は、 したにもかか の仲裁裁判 わらず、 所が設置された場合において、 当 該 2の規定により行われた要請に自己の氏名又は名称が 0) 仲 裁裁判所に対し、 その要請には、 自己を6 紛争投資家が第二十七条2の規定によ 次の の規定に従っ 事項を明記する。 て行わ れる命令 記載され

- (a) 当該 紛争投資家の氏名又は名称及び住所
- (c) (b) 求める命令の内 容
- 命令を求める根拠

8 修 正される部分を除く。 の条の規定により設置される一の仲裁裁)に従って仲裁手続を行う。 判所は、 U NCITRAL仲裁規則 (この章の規定によって

9 置され る 及び心に定める命令により管轄権を行使する請求については管轄権を有しない。 6 第三十条の規定により設置される仲裁裁判所は、 (c) る仲裁な の規定に基づく命令に従って管轄権を行使する請求については、 裁判 所 は、 当該仲城 裁裁判所の いずれかがこの条の規定により設置される一の仲 この条の規定により設置される一の仲裁裁判所が6個 その管轄権を行使する仲 第三十条の規定に 裁 裁判所に 裁 裁 ょ 6り設 判 ょ 所

10 る。 事 ک 者 ただし、 0 0) 申 条 請 \mathcal{O} 規定により設置される一 12 当該仲裁 ・基づき、 裁判 第三十条の 所が 既に手続を停止している場合を除く。 規定により設置され 0) 仲裁裁判所は、 6 る仲裁 の規定に基づく決定を行うまでの 裁 判 所の 手続 の停止 を命令することができ 間 \mathcal{O} 紛 争当

を除

くほ

か、

管轄権を有し

な

第三十八条 裁定案

の要請があった場合には、 この章の規定に基づく仲裁に付託されたいずれ 決定を行い、 又は裁定を下す前に、 .の投資紛争についても、 紛争当事者に対して決定又は裁定の案を提示 仲裁 裁判所は、 一方の紛争当事者

を検討し、当該決定又は裁定の案が提示された日から百五日以内に決定を行い、又は裁定を下す。 又は裁定の案のいずれ 紛争当事者は、 当該決定又は裁定の案が提示された日の後六十日以内に、 か の側面に関する意見を書面により提出することができる。 仲裁裁判所に対し当該決定 仲裁裁判所は、 当該意見

第三十九条 裁定

1 仲裁裁判所が下す裁定には、次の事項を含める。

(a) 紛争締約 国が、 紛争投資家及びその投資財産に関し、 この協定に基づく義務に違反したか否かに関す

る判断

(b) 違反が、 あ った場合には、 次のíj又はíjiに規定する救済措置の いずれか一 方又は双方

(i) 損害賠償及び適当な利子

(ii) 原状回復。 この場合の裁定においては、 紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を

支払うことができることを定めるものとする。

仲裁裁判所は、適用される仲裁規則に従い、費用 (弁護士の費用を含む。) についても裁定を下すこと

ができる。

- 2 1 の規定に従うことを条件として、第二十七条2份に規定する請求が付託される場合には、
- (a) 原状回復を命ずる裁定においては、原状回復が同条2份に規定する企業に対して行われることを定め
- (b) 損害賠償及び適当な利子の支払を命ずる裁定においては、 支払が同条2份に規定する企業に対して行
- 3 仲裁裁判所は、 懲罰的損害賠償の支払を命ずる裁定を下すことはできない。

わ

れることを定めるものとする。

るものとする。

第四十条 裁定が最終的なものであること及び裁定の執行

1 東する。 前条の規定に従って下される裁定は、 紛争締約国 は、 裁定を可能な限り速やかに実施し、 最終的なものであ ŋ, 及び自国の か つ、 個々 区域内において関係法令に従い の事 案について紛争当事者を拘 当

該裁定を執行する。

2 会の手続において、 定による仲裁委員会を設置することができる。 紛争締約国が裁定に従わない場合には、 次のことを求めることができる。 紛争締約国でない締約国は、 この場合には、 当該要請を行った締約国は、 その要請により、 第二十四 当該仲裁委員 |条の規

- (a) 最終的な裁定に従わないことがこの協定上の義務に反する旨を決定すること。
- (b) 紛争締約国に対して裁定に従うべきである旨を勧告すること。
- 3 紛争当事者は、2に規定する手続が行われているか否かにかかわらず、 ICSID条約又はニューヨ

ク条約に従って仲裁の裁定の執行を求めることができる。

第四十一条 文書の送達

第二十六条に規定する協議及び交渉の要請並びにこの章の規定による仲裁に関連する通報その他文書は、

次の紛争締約国の権限のある当局に対して送付する。

- (a) 日本国については、外務省又はこれに代わる機関
- (b) コ 口 ンビア共和国については、 商工観光省投資・サー ビス局又はこれに代わる機関

第五章 最終規定

第四十二条 見出し

この協定中の章及び条の見出しは、 引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に

影響を及ぼすものではない。

第四十三条 適用及び効力発生

1 互に通告する。 力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、 両締約国 政府は、 この協定は、 この協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を外交上の経路を通じて相 双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の 3に定 日 に 効

めるところに従って終了する時まで引き続き効力を有する。

- 2 され、 \mathcal{O} 関係法令に従って設立され、 この協定は、 又は拡張された時点を問 方の締約国 の投資家の投資財産であって、 わず適用する。 取得され、 又は拡張されたものについ 他方の締約 て、 国 当該投資財産が設立され の区域内に おい て他方の 締 取得 約
- 3 年 · の 期 1 ずれ 間 の終 \mathcal{O} 方の: わ りに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。 締 約 国 Ę 年 前に 他 上方の締: 約国に対して書面による通告を行うことにより、 最初の十
- 4 は、 この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。 \mathcal{O} 協定の終了の 日 の前に設立され、 取得され、 又は拡張された投資財産に関しては、 この協定の規定
- 5 この協定は、 この協定の効力発生の前に生じた事態若しくはこの協定の効力発生の前に消滅した状況に

玉

起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、 適用しない。

6 附属書及び注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第四十四条 改正

1 両締約国は、 この協定のいかなる改正についても合意することができる。

両締約国によりそれぞれの国内手続に従って承認され、

両締約国が合意する日に効力

を生ずるものとし、その後はこの協定の不可分の一部を成す。

2

かなる改正も、

以上の証拠として、下名は、 各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十一年九月十二日に東京で、ひとしく正文である日本語、 スペイン語及び英語により本書二通を作成

した。相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

玄葉光一郎

ディアスーグラナドスコロンビア共和国のために